

地域包括支援センター丹生（介護予防支援・介護予防ケアマネジメント）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 光道園（以下「事業者」という。）が開設する地域包括支援センター丹生（以下「センター」という。）は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう支援することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 前条の目的を達成するため、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービスの事業者に不当に偏することのないよう、事業を実施するとともに、公正中立に関係市町、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との綿密な連携を図るものとする。

（センターの名称等）

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
地域包括支援センター丹生	越前町朝日3-13-1

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 センターに勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職種	人数
管理者（社会福祉士等兼務）	1
保健師等	1以上
主任ケアマネージャー	1以上
社会福祉士等	1以上

2 管理者は、センターの従事者の管理及び指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメン

トの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。ただし、管理上支障がない場合は、当事業所のその他の業務又は地域包括支援センターの職務に従事することができる。

- 3 保健師等、主任ケアマネージャー、社会福祉士等は、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの年末年始を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容)

第6条 介護予防支援の提供方法は、次のとおりとする。

項目	提供方法
相談を受ける場所	センター又は利用者宅等
サービス担当者会議の開催場所	センター又は利用者宅等
課題分析の方法	利用者宅を訪問し、運動及び移動・家庭生活を含む日常生活・社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション・健康管理の4つの領域ごとに日常生活状況を把握する。その上で、利用者、家族の意欲及び意向を踏まえて介護予防の効果을最大限に發揮し、利用者が自立した生活を営むことができるよう課題分析を行うものとする。

- 2 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの内容は、越前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年越前町条例第3号)第32条の規定により行うものとする。

(利用料)

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、無料とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、越前町内の区域とする。

(虐待の防止)

第9条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(従事者の研修)

第10条 センターは、地域包括支援センター職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後2箇月以内

(2) 継続研修 年間研修計画に沿って実施

(秘密の保持)

第11条 従事者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を在職中はもちろんのこと、退職後も漏らしてはならない。

(事故発生時の対応)

第12条 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合は、町介護保険担当課、家族に早急に連絡するとともに必要な措置を講ずるものとする。また、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償するものとする。

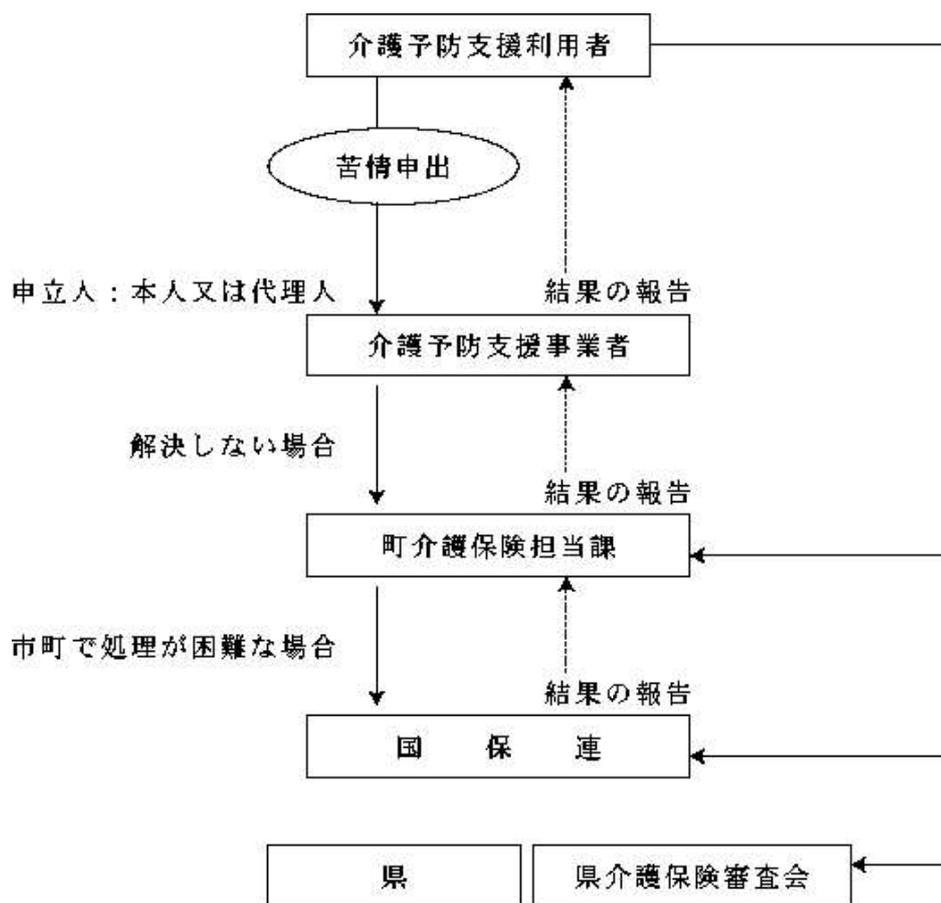
(苦情処理)

第13条 苦情相談窓口及び体制・手順は次のとおりとする。

(1) 窓口

名称	住所及び利用時間
地域包括支援センター丹生	越前町朝日3-13-1 (月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時30分)
越前町役場介護福祉課	越前町西田中第13号5番地1 (月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時)
福井県国民健康保険団体連合会	福井市西開発4丁目202-1 福井県自治会館4階 (月曜日から金曜日 午前9時～午後5時)

(2) 体制・手順



(記録の整備)

第14条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、第一号および第二号の記録についてはその完結の日から五年間、その他の記録についてもその完結の日から五年間保存する。

【記録の種類】

- ・ サービス計画書(保存期間5年)
- ・ 具体的なサービス内容の記録(保存期間5年)
- ・ 身体拘束についての記録(保存期間5年間)
- ・ (不正被保険者についての)市町村への通知(保存期間5年間)
- ・ 苦情内容等の記録(保存期間5年間)
- ・ 事故対応についての記録(保存期間5年間)
- ・ ほか(保存期間5年間)

※ 「完結の日」の考え方

- ・ 日々作成する記録については、「サービスを提供した日」とする。
サービス内容の記録、身体拘束についての記録
- ・ 記録に期間の定めがあるものは、その期間の満了日
サービス計画書
- ・ 必要に応じて作成する記録については、「サービスを提供した日」とする。
市町村への通知、苦情の内容等の記録、事故対応についての記録

(その他)

第15条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は越前町と事業者およびセンターとの協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

この告示は、令和7年6月23日から施行する。